

住もっか「こさい」定住促進奨励金 申請者用手続き



住もっか「こさい」定住促進奨励金をご利用の際は、この手続きをご確認のうえ、申請書を市役所企画政策課へ提出してください。

【奨励金の対象】

奨励金の対象となる方	奨励金の対象となる住宅
● 申請する住宅の所有権を有する方（共有名義の場合は、いずれか1人の方） ● 単身の方は、申請書提出時点で40歳未満、夫婦の方は、夫婦の合計年齢が80歳未満の方 ● 申請する住宅に住民登録をしている方 ● 外国人の方は永住者、及び特別永住者の方 ※ただし、夫婦の場合にはどちらかが日本人、又は永住者の夫婦。 ● 申請する住宅に10年以上住む意思のある方 ● 申請する住宅に居住する方の市税の未納が無い方	● 湖西市内にある住宅（新築住宅・建売住宅・分譲マンション・中古住宅） ● 登記簿に「居宅」として保存登記してある住宅（「居宅」との併用住宅も可） ● 床面積が50㎡以上の住宅（分譲マンションの場合は占有部分） ● 対価を支払って取得した住宅（相続等で取得した場合は対象外です） ● 令和元年10月1日以降に、建築（工事請負契約）又は購入（売買契約）に関する初回契約を締結した住宅 ● 湖西市勤労者住宅建設資金利子補給制度の交付対象となっていない住宅

※『住もっか「こさい」定住促進奨励金』は湖西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入しています。詳細は要綱をご確認ください。

【申請書提出から奨励金交付までの流れ】

申請書は、住宅の保存登記と住宅への住民票の異動完了後から提出可能となります。

ただし、申請書提出の期限は、住宅の保存登記後6ヶ月以内となっています。

	申請者		市
申請書提出	住宅の保存登記と住宅への住民票異動が完了した後、市役所企画政策課へ申請書を提出してください。	→	受理後、申請書の審査 ※概ね1週間程度
交付決定又は 不交付決定	受 理	←	【交付の場合】 交付決定兼確定通知を送付※交付請求書を同封します。 【不交付の場合】 不交付決定通知書を送付
交付金の請求	申請書に記載された口座へ振り込み	→	再度交付金の請求書の提出は不要 ※概ね1ヶ月程度で、指定口座への振込みが完了する予定です。

【奨励金の金額】

湖西市内に住宅を建築・購入されたことによる基本額を１０万円とし、その他該当する加算額の項目により奨励金の額が決定します。
ただし、交付する奨励金の金額は、**住宅購入価格の１／１０以下となります。**

項 目				金 額	
				市内在住者	市外在住者
基本額（市内に住宅を購入された方）				1 0 万円	
加 算 額	移住加算	申請住宅への転居（転入）日から過去３年間、湖西市に住民登録が無かった方（夫婦の場合は二人とも該当する必要があります）		—	3 0 万円
	市内企業勤務加算	市内企業に勤務している方（夫婦の場合はどちらかでも可）		5 万円	
	市内金融機関加算	市内金融機関で住宅ローン契約を締結した方		5 万円	
	子ども加算	子どもがいる場合	子どもが一人の場合	1 0 万円	
			子どもが二人の場合	2 0 万円	
			子どもが三人以上の場合	5 0 万円	
最 高 支 給 額				7 0 万円	1 0 0 万円

【中古住宅を購入した場合】

中古住宅を購入した場合は、基本額や加算額から合計金額を算出後、下記の内容により交付金額が決定します。
中古住宅を購入した際には、湖西市が実施する空き家バンクへの登録期間をご確認ください。

空き家バンクに３ヶ月以上登録してある住宅	空き家バンクに未登録、又は登録が３ヶ月未満の住宅
加算後の金額の１／２の額（千円未満は切り捨て）	加算後の金額の１／３の額（千円未満は切り捨て）

【提出書類】※共通で必要な書類

以下の書類は、申請する全ての方が提出していただく書類です。

項目	提出書類	備考
共通	申請書兼請求書（様式第1号）	- ウェブサイトからダウンロードできます - 口座番号、同意書部分までご記入ください。 - 振込口座は申請者名義の口座を記入してください。
	申請する住宅の位置がわかる地図	住宅地図やインターネットの地図で構いませんので、申請者の方でご用意ください。
	建物の登記事項証明書 （全部事項証明書）	- 法務局で交付しています。保存登記完了後に取得してください。（コピー可） - 住居の種別が「居宅」、又は「居宅」との兼用住宅が対象となります。 ※全部事項証明書をご用意ください。登記完了証や登記情報提供サービスでは受付できません。
	住宅購入に関する契約書 （初回契約分）	- 令和元年10月1日以降に契約したものが対象です。 - 注文建築の場合は、工事請負契約書のコピーを添付してください。 建売住宅や分譲マンション、中古住宅を購入した場合は売買契約書のコピーを添付してください。
	住宅建築、又は購入に関する 領収書	- 住宅と一緒に土地も購入した場合は、建物の価格がわかるようにしてください。 - 数回に分けて支払いをした場合は、全ての領収書のコピーを添付してください。 - 領収書がない場合は、金融機関の振込用紙のコピーを添付してください。
	申請する住宅の外観写真	- 住宅の全景を撮影してください。 - 分譲マンションの場合は、マンションの全景を撮影し、提出してください。
	提出書類チェックシート	- ウェブサイトからダウンロードできます。 - 提出に必要な書類をご確認のうえ、提出書類の項目にチェックのうえ提出してください。
	アンケート	- ウェブサイトからダウンロードできます。 - 全ての項目を記入のうえ、提出してください。

次項もご確認ください

※ 2025年4月1日から住民票の写しと滞納がない証明書の提出は不要になりました。

【提出書類】※申請内容に応じて必要な書類

以下の書類は、申請する内容によって提出していただく書類です。

項目	提出書類	備考
加 移 算 住	申請住宅への転居（転入）日から過去3年の居住地がわかる書類	【戸籍の附票】 - 本籍地の市役所等で取得できます。 - 市役所等で交付されたものを提出してください。（コピー不可） 【住民票の除票】 - 前住所地の市役所等で取得できます。（前住所地に住んでいた期間が3年未満の場合は、その前の住所地のものも必要となります。） - 市役所等で交付されたものを提出してください。（コピー不可） ※マイナンバーが記載されている除票では受付できませんので、ご注意ください。 ※申請者に配偶者がいる場合は、配偶者分も必要となります。
	戸籍の附票又は住民票の除票 （マイナンバー不要） ※どちらかで構いません	
市内 務 加 算 勤	雇用状況がわかる書類	- 対象者は、申請者のほか配偶者でも対象者となります。（夫婦いずれか1人分を提出） ※その他の家族は対象にはなりません。 - 就業証明書は、申請書提出日の過去1か月以内に取得したものを提出してください。 ※証明書は任意様式で結構です。
機 関 市 内 加 算 金 融	住宅ローンの契約先がわかる書類	- 市内金融機関と締結した、住宅ローン契約書のコピーを提出してください。 - その際、契約書に支店名の記載（受付印でも可）があるかの確認をしてください。
	住宅ローン契約書	
そ の 他	空き家バンクの登録状況がわかる書類	- 湖西市が実施する空き家バンクに、3ヶ月以上登録されている中古住宅を購入した場合は、通知書のコピーを添付してください。通知は空き家バンク登録時に市役所から交付されています。 - 湖西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣言をされた方は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載内容証明書をご提出ください。証明書は市役所で交付しています。 ※申請提出の前2週間以内に取得したものを提出してください。
	湖西市空き家バンク物件登録完了通知書	
	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載内容証明書	

ご不明な点は、お手数ですが下記までお問合せください。

◎湖西市役所 企画政策課 TEL 053-576-4910 E-mail teiju@city.kosai.lg.jp